

# 仕 様 書

## 1 適用

本仕様書は、神崎市が発注する小学校オンライン英語レッスン業務委託に適用する。

## 2 目的

グローバル化社会に対応するため、小学校5年生の児童を対象にICT機器を活用した外国人講師による1対1の個別オンライン英語レッスンを行うことで、聞く、話すに重点を置いた外国語科学習を実施し、児童の英語によるコミュニケーション能力の向上を図ることを目的とする。

## 3 履行期間

契約締結日から平成31年3月31日までとする。

## 4 履行場所

履行場所は、次のとおりとする。

学校名	所在地	備考
神埼小学校	神崎市神埼町枝ヶ里 349 番地	
西郷小学校	神崎市神埼町横武 868 番地	
仁比山小学校	神崎市神埼町鶴 1634 番地	
千代田東部小学校	神崎市千代田町渡瀬 1964 番地	
千代田中部小学校	神崎市千代田町直鳥 15 番地 1	
千代田西部小学校	神崎市千代田町餘江 1496 番地	
脊振小学校	神崎市脊振町広滝 580 番地	

## 5 業務内容

受注者は、発注者の指示のもと、小学校5年生の児童を対象に学級ごとに英会話用通信ソフト（以下「通信ソフト」という。）を利用した外国人講師（以下「講師」という。）によるオンライン英語レッスン（以下「英会話」という。）の実施に係る業務を履行する。

### （1）英会話に係る講師のあっ旋及び英会話授業の提供

- ① 対象学校及び学年は神崎市立小学校7校の5年生とする。
- ② 見込学級数及び児童数は別紙「学級数及び児童数」のとおりとする。  
（※児童数の増5%未満は変更設計の対象としない。）
- ③ 実施予定回数は6回／児童・年とする。  
（※平成30年9月から平成31年3月まで）

- ④ 英会話のレッスン時間は1回概ね25分程度とする。
  - ⑤ 各学校の授業時間に合わせたレッスン開始が行えるものとする。  
(※5分単位で開始時刻を指定できること。)
  - ⑥ 1校あたり最大実施人数は41人程度/回・学級とする。
  - ⑦ 神埼市の英語教育に沿ったレッスン及び教材の提供を行うこと。
  - ⑧ 実施場所は各小学校のパソコン教室で行う。
- (2) ICT支援員の配置
- ① すべてのレッスンにICT支援員を配置すること。
  - ② レッスン開始の1時間程度前に入校し、レッスンの準備を行うこと。  
(※レッスンに使用する各端末を起動、ログインし、動作確認まで行うこと。)
  - ③ レッスン中に起こった機器の不具合に対応すること。
  - ④ レッスン終了後には機器の片付けを行うこと。
  - ⑤ 不具合が見られた機器のうち、修理が必要と思われるものはその旨を申出ること。
  - ⑥ ICT支援を行う上で必要な情報は契約締結後に情報提供する。
- (3) その他の業務
- ① 各学校の実施希望日を集約し、それに基づく英会話実施スケジュール表を作成し、発注者へ提出すること。
  - ② 通信ソフトの通信テストを発注者立会のもと実施すること。
  - ③ 教職員を対象とした研修会を実施すること。  
(※各学校1回、英会話の体験レッスンを含む。)
  - ④ 教職員用の通信ソフトの操作手順書及びマニュアルを作成すること。
  - ⑤ 緊急連絡をした際に、速やかに対応できるよう現地に日本人スタッフを配置すること。
  - ⑥ 地震・台風等の自然災害やインフルエンザによる学級閉鎖など、やむを得ない理由で予定していたレッスンを履行できなかった場合は、代替授業を行うものとする。
  - ⑦ 発注者は、レッスン日の14日前(土日祝日を含む。)までにレッスン日を変更又はキャンセルすることができる。

## 6 使用する教材

- (1) 文部科学省「移行期間における学習内容例」で示された新学習指導要領に沿い、神埼市の年間指導計画に沿った内容で作成すること。また、1対1の指導に適した指導案を作成し提供すること。
- (2) 本英会話は、移行期間における学習内容例で示された「小学校外国語活動」の教育課程に位置付けて実施するため、文部科学省発行の「Hi friends!2」、「We can!2」及び「We can!1」に沿った内容で行うこと。

## 7 通信環境に係る条件

(1) 通信ソフトに係る条件

- ① 音声、映像でやり取りするコミュニケーションツールであること。
- ② セキュリティ対策が施され、広告機能のないものであること。
- ③ 本市のネットワーク環境に対応し、安定した通信が提供できるツールであること。
- ④ インストール、アップデート等の管理は、受注者の責において行うこと。
- ⑤ Windows10 Pro にも対応していること。

(2) 各学校の使用機材及び通信環境

- ① デスクトップパソコン (OS: Windows7)
- ② タブレットパソコン (OS: Windows10 以降)

※平成30年度はパソコン教室のパソコンの更新年度であるため、年度途中でパソコンが入替る可能性がある。

※①及び②は、校内の無線又は有線LANを介して、庁舎のデータセンターに接続されている。インターネット回線によるベストエフォート型1Gbps(スピードテスト下り、実測15～20Mbps)。

## 8 講師

- (1) 英会話を行う講師は、TESOL(英語が母国語ではない人々向けの英語教授法に関する資格)と同等な資格を保有している又は英語を母国語としていない人たち向けの英語教授法について十分に研修を受けた指導力を有する者であること。
- (2) 児童と信頼関係を築き、日本文化を理解し、規律ある円滑な授業運営を行うため、児童に対し深く人間理解がある者であること。
- (3) 講師の勤務形態は、自宅勤務ではなく出社勤務とする。
- (4) 発注者は、講師としての能力・勤務態度等適性に欠けると判断した場合、当該講師の改善又は変更を受注者に求めることができる。

## 9 実施状況報告書の作成

受注者は、毎月の業務終了後に実施状況報告書を翌月10日までに提出するものとする。

なお、様式は任意とするが、会社名、担当者名、実施学校名、実施学級数、実施日などを含む内容の報告書であって代表者印が押印されたものとする。

また、発注者が求める場合は、その他の書面の提出にも応じること。

## 10 完了検査

発注者は、上記9に基づく実施状況報告書を受理したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

## 11 委託料の支払

- (1) 受注者は、上記10に定める検査に合格したときは、発注者に対し委託料を請求す

ることができる。

- (2) 発注者は、受注者から適法な支払請求書の提出があったときは、その日から30日以内に受注者に支払わなければならない。

#### 1.2 費用負担

受注者は、本業務においてスケジュール調整に係る費用、通信ソフトライセンス、通信ソフトのインストールやアップデート等を含む費用、交通費、その他業務を遂行するにあたり必要な費用を負担するものとする。

#### 1.3 損害賠償

講師に生じた損害若しくは発注者及び第三者に及ぼした損害は、受注者が負担すること。

#### 1.4 業務の再委託

- (1) 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 受注者は、本業務の実施にあたり必要に応じて一部を再委託しようとする場合は、書面により発注者の承認を得なければならない。

#### 1.5 機密保持

受注者は、業務上得た個人情報記録された文書、磁気ディスクその他これらに類するものについて、業務完了後直ちに発注者に返却するか又は発注者立会いのもと破棄すること。

#### 1.6 その他

本仕様書に定める事項又は定めのない事項で疑義が生じた場合は、発注者と受注者が双方協議し定めるものとする。

[別紙] 学級数及び児童数

学校名	5年生		備考
	学級数	児童数	
神 埼 小 学 校	3	1 0 4	
西 郷 小 学 校	1	3 3	
仁 比 山 小 学 校	1	3 0	
千代田東部小学校	1	1 7	
千代田中部小学校	2	4 4	
千代田西部小学校	1	4 1	
脊 振 小 学 校	1	1 1	
計	1 0	2 8 0	

※学級数及び児童数は、平成30年5月1日現在である。

※特別支援学級の児童も含む。